第六十八号議案

東京 不都児童 福 祉施 設 0) 設備 及び運営の 基準 K 関する条例 0) 部 を改正 する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百

合

子

東京 都 児 童 福 祉施 設 0) 設備 及び運営の 基準 13 関する条例 0) 部 を改正 する 条例

東 京都 児 童 福 祉 施 設 の設 備 及び 運 足営の基 準に関 する条例 平 成二 十四四 年 東京都 条例第四 十三号) 0) 部 を次 0) ように改正 す

童等」を「当該児童」に改める。

る。

第

+

条中

児

童等

(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。

以下この条において同じ。

を

「児童」

に、

当該児

第七十四条第 項 中 附則第二十条第 項 を 「附則第二十七条第一 項 に、 「附則第三条第 項 を 附 則 第十 条第

項」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

民 法 の 一 部を改 正する法 律 0 施行に伴う厚 生労 働 省 関 係 省令の整備等に 関する省令 (令和三年 厚生労働省令 · 第 二 百 号) 0)

施 行による児童福 祉 施設 0) 設 備 及び運営に関する基 準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号) の改正等に伴い 規定を整備する

必要がある。

第 六 + 八号議 案 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 0) 部を改正する条例